

仕様書

1. 契約件名

平成 31 年度国内出張手配等業務

2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）における国内出張で利用する宿泊付き包括旅行（以下「パック商品」という。）、国内線航空券、JR 券等及び宿泊施設について、信頼性のある旅行事業者が運営する Web サイトを通じて手配等の包括的な国内旅行サービスの提供を受けることにより、業務の効率化、パック商品の利用拡大及び旅費の効率的な使用を図る。

※「JR 券等」とは、新幹線のチケット（乗車券＋指定席券）、特別急行列車のチケット（乗車券＋指定席券）（手配可能な私鉄の特別急行列車のチケット（乗車券＋指定席券）を含む。）をいう。

3. 業務内容等

国内出張チケット手配等業務の受託者（以下「受託者」という。）は、下記（1）及び（6）までに基づき、PMDA に対しパック商品、国内線航空券、JR 券等及び宿泊施設の手配、発券、配送等を行う。

（1）受託者が運営する Web サイト（以下「Web サイト」という。）の仕様

受託者の既存システム利用を前提とし、新たなシステム開発は行わない。

	区 分	必要とする内容
①	Web ブラウザで閲覧可能なポータルサイトの利用環境	イ.国内線航空券、全国の JR 券等、パック商品、ホテル予約が可能。 ロ.JAL オンライン、ANA@desk が利用可能。 ハ.STARFLYER、SKY MARK、AIR DO、Solaseed Air 等の低運賃航空会社のうち、いずれか 1 社以上の利用が可能。 ニ. 7 時から 23 時までの間は利用可能。 ホ.ASP（Application Service Provider）サービスが利用可能。
②	納品希望日の設定、予約の確認・変更・取消	イ.納品希望日の設定が可能。 ロ.予約状況、利用状況の印刷／データ出力（excel,csv）が可能。 ハ.過去（2 年間以上）の利用状況の確認が可能。 ニ.申込受付番号を付することが可能。 ホ.年間を通じ利用不可期間がなく、予約の変更、取消が可能。
③	利用者 ID・権限等	イ.利用者（PMDA の役職員）毎の ID 付与、利用者毎のアクセス権

	<p>設定が可能。(1,500 の ID が必要)</p> <p>ロ.PMDA の既存システムとの連動は要しない。</p> <p>ハ.PMDA 又は役職員が所有するパソコン、スマートフォン等からのログインが可能。</p> <p>ニ.ログイン時のパスワードの定期変更機能（例えば、1ヶ月毎にパスワードを変更しないと有効期限切れになる等）が利用可能。</p> <p>ホ.データ管理項目 利用者の職員番号・氏名。</p>
--	---

(2) パック商品等の手配

利用者は受託者が運営する Web サイトを通じ旅程に適合するパック商品、国内線航空券、JR 券等及び宿泊施設（以下「パック商品等」）を検索・予約する。

受託者は利用者からの申込内容が別紙の要領に示す基準に合致することの確認を行い、パック商品等の手配を開始するとともに、申込を正常に受け付けた旨利用者にメール等で連絡する。万一、申込内容が別紙の要領に示す基準に合致しない場合には、その旨利用者にメール等で連絡し、検索・予約をし直すよう促すこと。

なお、受託者が Web サイトを通じ販売するパック商品等の申込期限は下表の条件を満たすこと。

パック商品等の種類	申込期限
国内線航空券、JR 券等	出発日の 3 日前（土・日・祝日を除く。）の 15 時まで
パック商品	出発前の 11 日前（休日を含む。） (注) ただし、11 日前が休日の場合は、その前日まで

(3) パック商品等の発券及び配送、引き渡し

(2) により受注したパック商品等の発券を行い、Web サイトで利用者が指定した納品希望日までに PMDA 財務管理部契約課宛てに配送・引き渡しを行うこと。

また、この際、受領確認のため、利用者の所属・氏名が判別可能な配送一覧を 2 部（PMDA 財務管理部契約課確認用と利用者確認用）作成し、パック商品等とともに引き渡すこと（オンラインチケットレス予約を除く。）。

(4) 当月末までの発券分（チケットレス予約は乗車・搭乗・チェックイン分とする。）に係る代金をとりまとめ、原則として翌月 15 日までに、PMDA に対してその請求書及び出張費用等明細書（※）を一括して提出する。PMDA は当該請求書に基づきを受理した月の翌月末までに代金を支払う。

（※）出張費用等明細書は利用者の氏名、商品名及び出発日又は予約日の内訳がわかるよう作成すること。

(5) Web サイト利用開始前に、受託者は必要となるシステム初期設定を完了させること。また、受託者は設定完了後、作業完了報告書を提出し PMDA 担当者による検収を受けること。検収の結果、不合格となった場合、受託者の負担により是正した上で、再度、PMDA 担当者による検収を受けること。

Web サイト年間利用料（定額。システム初期設定に係る費用、システムメンテナンス料の他事務手数料を含む。）は、検収終了後、平成 31 年 4 月中の発券分に係る代金とともに受託者の請求に基づき支払う。

(6) 利用者からの Web サイトに関する問い合わせ窓口を有し、営業時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日とし、10 時から 17 時 30 分までの間は、電話及びメールで連絡をとれる体制を確保すること。

(7) その他、本仕様書の業務内容の詳細や記載のない業務については、PMDA と受託者との協議により実施する。

4. 契約期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

うち、利用期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（ただし、利用期間内に依頼のあった案件については、その処理の完了まで）

5. 手配予定件数

国内出張予定件数 約 1,800 件（平成 30 年度の国内出張の上半期実績を参考に推計した件数）

- ・バック商品 約 600 件
- ・宿泊施設 約 800 件
- ・国内航空券 約 250 件
- ・JR 券 約 550 件

6. 個人情報の管理・取扱いについて

本業務で取り扱う個人情報については、「個人情報保護法」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」（総管情第 85 号平成 16 年 9 月 14 日発出）に基づいて管理を行うこと。

7. 再委託について

受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一

部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に報告して承認を受けること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう必要な処置を実施し、PMDA に報告して承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

8. 秘密保持について

PMDA から提供する情報については、秘密保持の対象とする。

なお、本項目の詳細要件については、「秘密保持等に関する誓約書」（参考様式）に明記してあるので、受託者においては別途書類提出を求めることとする。

9. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

財務管理部契約課 金子 洋亮

電話：03-3506-9428

E-mail：kaneko-yosuke@pmda.go.jp

仕様書 3. (2) のパック商品等の申込内容に係る確認要領

1. 利用可能なパック商品の基準

利用者から申込まれたパック商品について、次の (1) 及び (2) を満たすものか確認すること。

- (1) パック料金が、通常の旅費（「交通費」及び「宿泊料定額（※）（但し、利用者から指定があった場合は除く）」の合計額）の範囲内であること。

また、パック料金が朝食又は夕食が含まれていない場合は、夕・朝食代の定額（※）を加算した金額が、宿泊料定額（※）の範囲内であること。

- (2) 特別車両料金（グリーン車）、100km 未満（一区間あたり）の特急、JAL クラス J、ANA スーパーシートを使用するパック商品ではないこと。ただし、利用者から指示があった場合は、この限りではない。また、100km 未満の特急については別添 1「特急利用可能区間一覧表」に記載されている場合を除く。

※定額については別添 2 参照のこと。

2. 利用可能な JR 券等の基準

利用者から申込まれた JR 券について、次の (1) 及び (2) を満たすものか確認すること。

- (1) 他の経路及び方法に比べ著しく時間コストがかかるもの、他の経路及び方法に比べ乗換回数が多い等、交通の遅延等により経路変更等（取消変更料等の発生）の危険性が高いものなど、業務上支障をきたす恐れのあるチケットではないこと（利用者から経路等の指定があった場合を除く。）。

- (2) 特別車両料金（グリーン車）については、利用者から指定があった場合を除き、使用するものではないこと。また、100km 未満（一区間あたり）の特急を原則使用するものではないこと（別添 1「特急利用可能区間一覧表」に記載されている場合を除く。）。

3. 利用可能な国内線航空券の基準

利用者から申込まれた国内線航空券について、次の (1) 及び (2) を満たすものか確認すること。

- (1) 原則として、利用者が当該出張上利用可能な便・座席クラスのうち最も安価な航空券であること。ただし、利用者から指定があった場合はこの限りではない。

- (2) 他の経路及び方法に比べ著しく時間コストがかかるもの、他の経路及び方法に比べ乗換回数が多い等、交通の遅延等により経路変更等（取消変更料等の発生）の危険性が高いものなど、業務上支障をきたす恐れのある航空券ではないこと（利用者から経路等の指定があった場合を除く。）。

4. 利用可能な宿泊施設の基準

利用者が申込した宿泊施設について、「宿泊料定額（※）」の範囲内であること。

なお、食事なしの宿泊プランの場合は、朝食代の定額（※）を加算した金額が、宿泊料定額（※）の範囲内であること。

※定額については別添 2 参照のこと。

5. その他

上記の他、PMDA と受託者との協議の上で新たな基準を設定することができる。

(参考様式)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 御中

秘密保持等に関する誓約書

貴機構から委託された平成 31 年度国内出張手配等業務（以下、「本件業務」という）を受託者である〇〇〇〇株式会社（以下「弊社」という。）が実施するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 弊社は、本件業務遂行のために必要な者（次頁に記載する者をいう。以下同じ。）以外は本件に従事させません。ただし、本件業務遂行期間中に追加、変更する場合、貴機構に届け出、承認を受けるものとします。
2. 弊社は、媒体および手段を問わずに貴機構から開示もしくは提供された貴機構の秘密情報（以下「本件秘密情報」という。）を、本件業務遂行のために必要な者を除く第三者に対して開示いたしません。ただし、以下のものについては秘密情報に含みません。
 - (1) 弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に公知であったもの
 - (2) 弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に所有していたもの
 - (3) 弊社が貴機構より開示を受けた後に弊社の責によらずに公知となったもの
 - (4) 弊社が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに適法に手に入れたもの
 - (5) 法令または裁判所の命令により開示を義務づけられたもの
3. 弊社は、本件業務遂行のために必要な者がそれ以外の者に秘密情報を開示しないよう、厳正な措置を講じます。
4. 弊社は、本件秘密情報を本件業務のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。
5. 弊社は、貴機構の書面による事前の承諾なしに、本件業務遂行のため必要な最小限度の範囲を超えて本件秘密情報を複写または複製いたしません。
6. 弊社は、貴機構から要請がある場合または本件業務終了後は直ちに本件秘密情報を貴機構に返還し、または秘密保持上の問題のない方法により処分いたします。
7. 弊社が本誓約書の内容に違反したことにより本件秘密情報が漏洩し、貴機構に損害が発生した場合には、貴機構に対しその損害を賠償いたします。
なお、賠償額については、貴機構と弊社にて別途協議して定めるものとします。
8. 本誓約書は、本件業務終了後も本件秘密情報が秘密性を失う日まで有効に存続することを確認します。

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇町 1 - 6 - 5

〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇事業部長

〇〇 〇〇

社印

〇本件業務遂行のために必要な者

本件業務遂行のために必要な者は以下の者である。

記

〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇事業部

〇〇 〇〇

〇〇〇〇事業部

△△ △△

〇〇〇〇事業部

□□ □□

以上

特急利用可能区間

1.次に定める区間の鉄道旅行(途中駅で乗下車する場合を除く)において公務上の必要その他やむを得ない事情により、旅行命令権者が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めた場合。

区間	区間	区間	区間	区間
函館～八雲	新函館北斗～八雲	新函館北斗～長万部	八雲～洞爺	八雲～伊達紋別
札幌～美唄	札幌～砂川	札幌～滝川	札幌～白老	札幌～苫小牧
札幌～追分	札幌～新夕張	岩見沢～深川	岩見沢～旭川	美唄～旭川
砂川～旭川	滝川～旭川	旭川～白滝	旭川～士別	旭川～名寄
旭川～美深	伊達紋別～苫小牧	東室蘭～苫小牧	東室蘭～南千歳	幌別～南千歳
登別～南千歳	南千歳～占冠	新札幌～新夕張	新得～池田	遠軽～北見
遠軽～美幌	北見～網走	名寄～音威子府	幌延～南稚内	幌延～稚内
郡山～白石蔵王	郡山～米沢	郡山～那須塩原	福島～仙台	福島～赤湯
福島～かみのやま温泉	福島～山形	福島～新白河	仙台～くりこま高原	仙台～一ノ関
仙台～浪江	古川～一ノ関	古川～水沢江刺	古川～北上	くりこま高原～水沢江刺
くりこま高原～北上	くりこま高原～新花巻	一ノ関～新花巻	一ノ関～盛岡	水沢江刺～盛岡
盛岡～二戸	盛岡～八戸	盛岡～大曲	盛岡～角館	二戸～七戸十和田
八戸～新青森	七戸十和田～奥津軽いまべつ	青森～鷹ノ巣	青森～大館	米沢～村山
赤湯～村山	赤湯～新庄	山形～新庄	大曲～秋田	大曲～雫石
秋田～東能代	秋田～鷹ノ巣	秋田～象潟	秋田～仁賀保	秋田～田沢湖
秋田～角館	八郎潟～鷹ノ巣	東能代～弘前	大館～新青森	羽後本荘～鶴岡
羽後本荘～余目	羽後本荘～酒田	越後湯沢～長岡	越後湯沢～燕三条	越後湯沢～高崎
浦佐～燕三条	浦佐～上毛高原	新井～柏崎	新井～長岡	上越妙高～長岡
上越妙高～見附	上越妙高～黒部宇奈月温泉	上越妙高～上田	上越妙高～長野	直江津～長岡
直江津～見附	直江津～東三条	長岡～新潟	新潟～村上	坂町～鶴岡
鶴岡～村上	東京～小田原	東京～湯河原	東京～大月	東京～小山
東京～熊谷	東京～本庄早稲田	東京～石岡	東京～八街	東京～成東
東京～横芝	東京～八日市場	東京～茂原	東京～上総一ノ宮	東京～大原
東京～君津	東京～木更津	霞ヶ関～箱根湯本	品川～小田原	品川～熱海
品川～石岡	新横浜～熱海	新横浜～三島	小田原～新富士	小田原～静岡
熱海～静岡	熱海～伊豆急下田	池袋～西武秩父	新宿～大月	新宿～箱根湯本
三鷹～大月	三鷹～塩山	三鷹～山梨市	立川～塩山	立川～山梨市
立川～石和温泉	立川～甲府	八王子～塩山	八王子～山梨市	八王子～石和温泉
八王子～甲府	八王子～竜王	八王子～萁崎	上野原～甲府	大月～萁崎
大月～小淵沢	塩山～上諏訪	石和温泉～上諏訪	甲府～富士	甲府～岡谷
甲府～塩尻	甲府～富士宮	甲府～内船	萁崎～松本	上野～小山
上野～石岡	東武動物公園～新桐生	大宮～宇都宮	大宮～本庄早稲田	大宮～高崎
大宮～新前橋	大宮～前橋	大宮～安中榛名	小山～那須塩原	熊谷～軽井沢
熊谷～安中榛名	熊谷～佐久平	本庄早稲田～軽井沢	本庄早稲田～佐久平	高崎～長野原草津口
高崎～佐久平	高崎～上田	北千住～足利市	北千住～太田	浅草～太田
柏～友部	柏～水戸	柏～勝田	水戸～いわき	いわき～相馬
軽井沢～長野	錦糸町～成東	錦糸町～横芝	錦糸町～八日市場	錦糸町～旭
錦糸町～佐原	千葉～八日市場	千葉～旭	千葉～銚子	大網～安房鴨川
大原～海浜幕張	大原～蘇我	御宿～海浜幕張	勝浦～海浜幕張	勝浦～蘇我

区 間	区 間	区 間	区 間	区 間
上総興津～海浜幕張	上総興津～蘇我	安房小湊～海浜幕張	安房小湊～蘇我	安房鴨川～蘇我
館山～木更津	館山～五井	館山～海浜幕張	館山～蘇我	富浦～五井
富浦～海浜幕張	富浦～蘇我	岩井～海浜幕張	保田～海浜幕張	浜金谷～海浜幕張
三島～静岡	新富士～掛川	静岡～浜松	豊橋～名古屋	豊橋～水窪
豊橋～中部天竜	名古屋～米原	名古屋～白川口	名古屋～飛騨金山	岐阜～下呂
岐阜～飛騨萩原	米原～武生	米原～鯖江	米原～福井	米原～京都
高山～富山	長浜～福井	敦賀～芦原温泉	敦賀～京都	武生～小松
武生～金沢	鯖江～金沢	福井～松任	福井～金沢	芦原温泉～金沢
小松～七尾	金沢～富山	金沢～黒部宇奈月温泉	金沢～七尾	金沢～和倉温泉
新高岡～黒部宇奈月温泉	新高岡～糸魚川	富山～糸魚川	糸魚川～長野	糸魚川～飯山
上諏訪～信濃大町	塩尻～中津川	塩尻～長野	木曾福島～多治見	松本～篠ノ井
松本～長野	安中榛名～上田	安中榛名～長野	佐久平～長野	佐久平～飯山
上田～飯山	京都～日根野	京都～関西空港	京都～綾部	京都～福知山
京都～西舞鶴	新大阪～西明石	新大阪～姫路	新大阪～海南	新大阪～和歌山
大阪～柏原	尼崎～柏原	姫路～岡山	姫路～和田山	姫路～八鹿
姫路～江原	姫路～豊岡	姫路～竹田	相生～岡山	上郡～鳥取
岡山～福山	岡山～新尾道	岡山～新見	岡山～多度津	岡山～観音寺
岡山～川之江	岡山～伊予三島	岡山～善通寺	岡山～琴平	岡山～阿波池田
岡山～三原	岡山～大原	倉敷～新見	新倉敷～新尾道	新倉敷～三原
福山～東広島	新尾道～広島	宝塚～柏原	宝塚～福知山	三田～福知山
新見～米子	津～鶴方	津～名張	松阪～紀伊長島	松阪～尾鷲
多気～尾鷲	新宮～白浜	紀伊勝浦～白浜	紀伊勝浦～紀伊田辺	串本～白浜
串本～紀伊田辺	白浜～御坊	白浜～海南	紀伊田辺～海南	紀伊田辺～和歌山
南部～和歌山	湯浅～天王寺	藤並～天王寺	海南～天王寺	和歌山～天王寺
二条～綾部	二条～福知山	二条～東舞鶴	二条～西舞鶴	亀岡～綾部
亀岡～福知山	亀岡～東舞鶴	亀岡～西舞鶴	亀岡～宮津	園部～福知山
園部～東舞鶴	園部～西舞鶴	園部～宮津	綾部～城崎温泉	福知山～豊岡
福知山～城崎温泉	福知山～網野	福知山～峰山	鳥取～伯耆大山	鳥取～米子
倉吉～松江	米子～鳥取大学前	松江～大田市	出雲市～江津	出雲市～浜田
大田市～浜田	大田市～益田	益田～新山口	児島～伊予三島	高松～観音寺
高松～川之江	高松～伊予三島	高松～阿波池田	高松～大步危	高松～板野
高松～池谷	高松～徳島	高松～阿南	高松～勝瑞	坂出～川之江
坂出～伊予三島	坂出～新居浜	坂出～阿波池田	宇多津～阿波池田	丸亀～新居浜
丸亀～壬生川	多度津～新居浜	観音寺～今治	川之江～今治	伊予三島～今治
新居浜～伊予北条	新居浜～松山	伊予西条～松山	壬生川～松山	今治～伊予大洲
松山～八幡浜	松山～卯之町	松山～宇和島	伊予市～宇和島	阿波池田～後免
阿波池田～高知	阿波池田～徳島	阿波池田～阿波川島	土佐山田～須崎	後免～須崎
高知～土佐久礼	高知～窪川	須崎～中村	栗林～池谷	栗林～徳島
栗林～勝瑞	屋島～池谷	屋島～徳島	志度～徳島	徳島～日和佐
徳島～牟岐	三原～広島	広島～徳山	新岩国～新山口	徳山～厚狭
新山口～新下関	新山口～津和野	新山口～小倉	新下関～博多	小倉～博多
小倉～新鳥栖	小倉～中津	小倉～柳ヶ浦	小倉～宇佐	小倉～杵築
折尾～中津	香椎～行橋	博多～筑後船小屋	博多～荒尾	博多～新玉名

区 間	区 間	区 間	区 間	区 間
博多～佐賀	博多～肥前山口	博多～肥前鹿島	博多～武雄温泉	博多～有田
博多～行橋	博多～日田	博多～天ヶ瀬	鳥栖～武雄温泉	鳥栖～早岐
鳥栖～佐世保	久留米～熊本	久留米～天ヶ瀬	久留米～豊後森	久留米～由布院
筑後船小屋～熊本	筑後船小屋～新八代	新玉名～新鳥栖	熊本～新水俣	熊本～出水
熊本～新鳥栖	熊本～宮地	熊本～豊後竹田	新八代～出水	新八代～川内
新水俣～鹿児島中央	出水～鹿児島中央	鹿児島中央～都城	鹿児島中央～西都城	鹿児島～西都城
新鳥栖～諫早	新鳥栖～武雄温泉	新鳥栖～早岐	新鳥栖～佐世保	佐賀～諫早
佐賀～浦上	佐賀～早岐	佐賀～佐世保	肥前山口～諫早	肥前山口～長崎
肥前鹿島～長崎	中津～別府	中津～大分	柳ヶ浦～別府	柳ヶ浦～大分
宇佐～大分	別府～佐伯	大分～佐伯	大分～日田	大分～天ヶ瀬
大分～豊後森	大分～宮地	大分～豊後竹田	津久見～日向市	佐伯～延岡
佐伯～日向市	延岡～宮崎	延岡～南宮崎	延岡～宮崎空港	南延岡～宮崎
南延岡～南宮崎	南延岡～宮崎空港	日向市～宮崎	日向市～南宮崎	日向市～宮崎空港
宮崎～都城	宮崎～西都城	南宮崎～国分	新水前寺～豊後竹田	宮地～三重町
下今市～春日部				

2.上記以外の区間で、特別急行列車を利用すれば用務地での前泊又は後泊が不要となるなど経済的な旅行となる場合又は特に緊急を要する業務のため特別急行列車を利用して旅行する必要がある場合であって、旅行命令権者が適当と認めた場合。

国内旅行 定額一覧表

●宿泊料定額一覧表 (単位:円)

区 分	甲地	乙地
役職員	10,900	9,800

●宿泊料地域区分

甲地

埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区
神奈川県	横浜市 川崎市 相模原市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市
兵庫県	神戸市
広島県	広島市
福岡県	福岡市

乙地: 上記甲地以外の地域

●夕・朝食代定額一覧表 (単位:円)

区 分	夕・朝食代相当	朝食代相当	夕食代相当
	(食事なしの場合)	(夕食付の場合)	(朝食付の場合)
パック商品を利用する場合	2,200	700	1,500
パック商品を利用しない場合	700		